

# 2025 年・2026 年 「東アジア文化都市」

## 応 募 要 領



文化庁への申請受付期間

令和6年6月28日（金）～7月26日（金）（消印有効）

※FAXでの申請書の受付は行っておりません。

提出先及び問合せ先

文化庁文化経済・国際課 グローバル展開推進室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111（代表）内線2872

<9時30分から18時まで>

E-mail [bunka-global@mext.go.jp](mailto:bunka-global@mext.go.jp)

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| I. 募集について . . . . .    | 1  |
| II. 提出書類について . . . . . | 7  |
| III. 事業内容例 . . . . .   | 10 |

# I. 募集について

## 1. 事業概要

「東アジア文化都市」事業は、日中韓3か国において、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市において、現代の芸術文化から伝統文化、また多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベント等を実施するものです。これにより、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を図ることを目指します。

また、当該都市がその文化的特徴を生かして、文化芸術・クリエイティブ産業・観光の振興を推進することにより、事業実施を契機として継続的に発展することも目的としています。

## 2. 募集内容

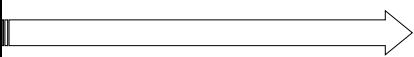
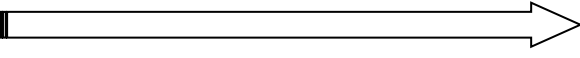
本募集では、2025年（令和7年）、2026年（令和8年）の「東アジア文化都市」（国内都市）を各一都市募集いたします。応募のあった都市の中から、学識経験者等による選定協力者委員会に諮り文化庁長官が都市を選定いたします。「東アジア文化都市」としての正式決定は、通常、前年に開催される日中韓文化大臣会合で行われます。選定された都市は、選定された年にその域内で、「東アジア文化都市」事業として様々な文化芸術関連事業を実施していただくことになります。実施していただく事業の内容等については、下記6. を御覧ください。

## 3. 採択までのスケジュール

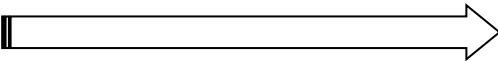
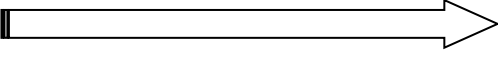
### ・【2025年、2026年開催都市共通】都市選定

|            | R6. 6月～R6. 8月 |                                                                                                    |
|------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集         | 6月28日<br>応募開始 |  7月26日<br>応募〆切り |
| 審査         | 7月下旬<br>審査会   |                                                                                                    |
| 採択内定<br>通知 | 8月上旬<br>結果通知  |                                                                                                    |

### ・【2025年開催都市】事業実施までのスケジュール（イメージ）

|      | ～R6. 12月                                                                                                                  | R7. 1月～12月                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備   | <br>事業実施準備<br>(R6年の日中韓文化大臣会合(日本)で正式決定) |                                                                                              |
| 事業開始 |                                                                                                                           | <br>事業実施 |

・【2026 年開催都市】事業実施までのスケジュール（イメージ）

|      | ～R7. 12 月                                                                                                                | R8. 1 月～12 月                                                                               |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準備   | <br>事業実施準備<br>(R7 年の日中韓文化大臣会合(中国)で正式決定) |                                                                                            |
| 事業開始 |                                                                                                                          | <br>事業実施 |

#### 4. 募集期間

令和 6 年 6 月 28 日（金）～ 7 月 26 日（金）

#### 5. 募集対象となる者

募集対象は、都道府県及び市区町村等、地方公共団体となります。

#### 6. 「東アジア文化都市」に選定された場合に実施していただく事業等

「東アジア文化都市」に選定された都市においては、様々な文化芸術関連事業を実施していただくことになります。開催都市主催事業の内容については、選定された都市において自由に企画し、下記事項を実施いただくことになります。

##### 【2025 年，2026 年開催都市共通】

（開催都市主催事業）

- ① 開会宣言（当該年の前半（6 月まで）での実施を想定）
- ② 文化芸術関連イベントを集中的に実施するコア期間  
（核となる期間・半月～1 か月程度を想定）の設定
- ③ 中国，韓国で選定された「東アジア文化都市」との交流  
（芸術団体等の派遣・招へい等）
- ④ 閉会宣言

##### 【2025 年開催都市】

（政府主催・開催都市協力事業（予定））

- ① 日中韓文化大臣会合への参加（2024 年日本開催予定）
- ② 日中韓芸術祭への参加（2024 年日本開催予定）

##### 【2026 年開催都市】

（政府主催・開催都市協力事業（予定））

- ① 日中韓文化大臣会合への参加（2025 年中国開催予定）
- ② 日中韓芸術祭への参加（2025 年中国開催予定）

※ 政府主催事業については、諸事情により、開催時期や場所が変更されることがあります。  
また、必要に応じ、開催都市との協議を踏まえつつ、上記他の政府主催事業への協力を

依頼することや、政府と開催都市の共催事業を新たに計画することがあり得ます。

文化庁では、本事業の目的に鑑み、

- 文化芸術の力を生かして都市の継続的な発展に貢献する
- 日中韓3か国をはじめとして東アジア地域等における交流の活性化につながる
- 芸術家同士が相互に刺激し合うことによる新たな文化創造の機会の創出

など、文化芸術振興につながるような事業を実施していただくことが望ましいと考えております。

開催都市による主催事業については、「東アジア文化都市」の趣旨に見合う事業を新たに企画するほか、既存の事業の内容を「東アジア文化都市」の趣旨を踏まえて、実施していただくことも可能です。

また、都道府県、市区町村、及び複数の市区町村による広域圏が主催する事業だけでなく、民間団体等が主催する事業について「東アジア文化都市」の名を冠して、実施していただくことも問題ありません。（ただし、7.の文化庁が一部費用を負担できる事業は、都道府県、市区町村等、地方公共団体が主催の事業に限りますので、御留意ください。）

なお、事業の円滑な実施のため、選定された都市から文化庁へリエゾンとして、職員1名を派遣いただくことをお願いしています。具体的な派遣期間は選定後調整させていただきますが、通常、事業開始数か月前から、事業実施期間をはさみ2年間程度の派遣をお願いしています。

## 7. 事業実施に係る文化庁の関連事業

実施される事業のうち下記の経費に対しては、本事業に関連する文化庁事業を活用することにより、実施経費の一部に充当することが可能です。ただし、いずれも、令和7年度以降の予算要求に関わる事項であり、あくまで予算が承認されることが前提となりますので、御了承願います。

- (1) 期間内に実施する都道府県又は市区町村等主催のイベント（開幕・閉幕宣言を実施するイベントを含む）実施に係る経費の一部
- (2) 中韓の「東アジア文化都市」との合意に基づいて行う交流（芸術団体等の派遣・招へい等）に要する経費の一部
- (3) 東アジア文化都市事業の普及・啓発等に係る経費の一部

## 8. 申請書の提出期限及び提出方法等

申請者は、提出書類をそろえて、文化庁へ郵便、宅配便または電子メールにより提出してください。

提出先：文化庁文化経済・国際課グローバル展開推進室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111（代表）内線2872

<9時30分から18時まで>

E-mail bunka-global@mext.go.jp

提出期限：令和6年7月26日（金）（消印有効）

※ 郵便の場合、「東アジア文化都市」申請書在中と朱書きの上、「特定記録郵便」又は「簡易書留」等で提出してください。

※ メールの場合、添付ファイルが大きい場合受信できないことがあります。その際はお電話でお問合せください。

※ F A Xによる受付は行っておりません。

## 9. 審査及び審査結果

(1) 提出された申請書に基づき、学識経験者等で構成する選定協力者委員会に諮って文化庁長官が決定いたします。

(2) 審査については、協力者委員会メンバーによる書面審査により行います。

(3) 審査の結果は、申請いただいた都道府県又は市区町村等に対し、8月上旬を目途に文書にてお知らせいたします。それ以外の電話やメール等によるお問合せには回答できませんので御了承願います。

(4) 審査は、以下の「審査の視点」により総合的に評価いたします。

### 【審査の視点】

#### (都市の状況)

- 文化芸術の持つ力を生かして、都市の継続的な発展、ブランド力の向上等を目指す明確なビジョンがあり、その実現に向けた具体的な計画がある。
- 文化政策や創造都市政策を都市の重要施策として位置づけ、文化芸術の持つ創造性を生かした地域の文化振興、産業振興、観光振興等の施策を積極的に展開している。
- 中国・韓国をはじめ、東アジア諸国等との交流に関する実績がある。または、今後東アジアの交流促進に係るイベント等を実施する予定がある。
- 国際的な文化芸術イベントや会議等を実施した実績がある。
- 国内外の文化都市・創造都市等のネットワーク形成に積極的に参画し、当該都市等との交流を積極的に行っている。または、今後参画する予定がある。

#### (実施体制、連携協力体制)

- 文化のみならず、経済、観光、教育等の様々な団体の関係者が参画する等、事業の実施を支えるために十分な体制、行政組織内の横断的な協力体制を整備することが予定されている。広域圏での開催を希望する場合には、中核となる1都市を中心に、その他の都市との連携協力体制、役割分担等が明確にされている。
- 事務局を設置する場合には、事業実施に必要な文化芸術団体等の専門スタッフが配置され、事業の運営に市民ボランティアを活用する等、地域住民を巻き込んだ運営体制となっている。
- 民間企業、大学等教育機関、文化関係団体、市民ボランティア等との連携協力を図る等、官民が一体となって都市を盛り上げる計画となっている。また、国内外の都市との連携・協力を図る計画となっている。

#### (事業内容)

- 東アジアの連帯感・共同意識の形成や文化芸術による今後の都市の発展と言った観点

から、事業（既存の事業を活用する場合はその事業）の目的が明確で優れたものであり、また、目的を達成するために、具体的な事業計画がなされている。

- 事業（既存の事業を活用する場合はその事業）の内容が創造性に富んだものであり、多くの人々をひきつける企画になっている。また、事業実施の効果が一過性でなく、都市の文化及び社会の持続的な発展に貢献するようものとなっている。
- 事業の企画・運営について、創造性に富んだ芸術監督・ディレクター・コーディネーター等を配している。また、事業の実施に若手人材を起用する等、クリエイティブな人材の育成の視点が企画に見られる。
- 文化芸術の創造性やその魅力を生かして、子供、障害者、高齢者、外国人等多様な市民が参加・参画できる企画がなされている。
- 中国・韓国をはじめとする東アジア諸国等の人々、特に同時開催する中国・韓国の都市との市民交流、青少年交流が図られる事業が企画され、かつ「東アジア文化都市」の期間終了後も、交流を継続的に実施していく意欲が高い。

（広報）

- 「東アジア文化都市」の開催を国内外に広くアピールする具体的な計画（広報計画・メディア戦略等）がなされている。

（評価）

- 文化関係団体、大学等教育機関等との連携により、都市の持続的な発展に係る「東アジア文化都市」の実施効果を、中長期的に検証・評価する計画がなされている。

## 10. 「東アジア文化都市」の名称の明記及びロゴマークの表示

申請した事業計画で実施する事業については、「東アジア文化都市」の実施年である旨の記載及び「東アジア文化都市」のロゴマークを採択された都道府県又は市区町村等で作成し表示していただく予定です。

なお、実施期間終了後も、「東アジア文化都市〇〇〇〇」の名称を必要な機会に使用することができます。

## 11. 執行状況調査について

文化庁から委託を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び関係書類等を5年間善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。また、会計検査院、文部科学省による執行状況調査の対象になります。このため、執行方法については事業開始前に、文化庁と採択された都道府県又は市区町村等とで十分な調整が必要となります。

## 1 2. 不正受給等に伴う応募制限について

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業において、補助金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日

文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

## 1 3. その他

東アジア文化都市に選定された都市には、文化庁が行う文化振興施策の広報協力を依頼することがあります。

## Ⅱ．提出書類について

### 1．提出書類

提出書類は以下のとおりです。郵送の場合は、データをＣＤ－ＲやＤＶＤ－Ｒに記録し、各１部ずつ印刷したものとあわせてご提出ください。カラー印刷である必要はありません。

電子メールの場合は、メールに添付して頂くか容量が大きい場合は事前にお問い合わせ先にご連絡ください。

- ・ 「東アジア文化都市」企画提案書（様式１～４）

### 2．様式の入手方法

申請書の様式は、文化庁ホームページ

([https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokusaibunka/east\\_asia/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokusaibunka/east_asia/index.html)) からダウンロードしてください。

### 3．申請書の提出に当たっての留意事項

- (１) 提出した書類については、その記載内容について問合せをすることがありますので、申請者は、必ず予備データを保管するようにしてください。また、提出されたデータ、書類等は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。
- (２) 申請書は原則ワープロ打ちで文字の大きさを９ポイント以上で記載してください。また、提出書類には、最初のページ（申請書一枚目のページ）を「１ページ」として、通しでページ数を附してください。
- (３) 申請書は審査資料になりますので、提出後の差し替えは認められません。提出後変更が生じることがないように、内容について十分検討の上、作成願います。

### 4．申請書記入要領

本事業の申請を希望される団体は、様式１～４に必要な資料を添付したものを１部作成して、文化庁文化経済・国際課グローバル展開推進室へ申請書類を提出してください。

#### 【様式１】

1. 「住所」の欄には、申請団体の郵便番号と住所を記載してください。
2. 「申請団体名」の欄には、申請団体の名称及びその代表者の職名と氏名を記載ください。
3. 「担当者連絡先」の欄には、申請書の内容についての問合せ先となる担当者の連絡先（電話番号については、在宅勤務日等にも連絡の取れる番号も必ず記載してください。）と、審査結果の郵送先の郵便番号及び住所を記載してください。

#### 【様式２】

1. 「①団体概要」の「本事業担当職員」欄には、「東アジア文化都市」事業に関わる主要な職員について記載してください。
2. 「②本事業の実施体制図」欄には、「東アジア文化都市」事業に関わる職員の体制図を記載してください。また、実行委員会、事務局等を組織される場合や連携する民間団体

等がある場合には、その関係性も含め、体制図に記載してください。

【様式3】各欄は、必要に応じてセルの高さを変更・追加していただいても構いません。（様式4も同様）

1. 「①文化芸術の力を生かした都市の発展に係るビジョン・計画」欄には、今後の都市の発展に向けて、文化芸術の力をどう生かしていくのかについて具体的なビジョンや計画をどう定めているか、また、そのビジョンや計画に基づき、どのような施策を展開していく予定であるか等を記載してください。
2. 「②文化芸術の力を生かした文化振興、産業振興、観光振興に係る施策の展開」欄については現在、都市において取り組んでいる文化芸術の力を生かした文化振興、産業振興、観光振興に関連する事業について記載してください。
3. 「③中国・韓国をはじめ東アジア各国との交流実績、東アジア関連イベントの開催等」欄については、東アジア各国との交流実績（文化芸術交流に限らず）や東アジア関連イベントの開催実績、今後の具体的な計画がある場合には、その概要を記載してください。なお、実績・計画については、その規模、実施期間、参加者数、所要予算、実施概要、今後の実施の方向性等についても記載してください。  
中国、韓国のほか、モンゴル及びASEAN諸国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）を含めて記載することが可能です。
4. 「④国際的な文化芸術イベント・会議等を実施した実績、今後の計画」欄については、国内外から多くの来場者がある国際的な文化芸術イベントや国際会議の実施実績や将来的な計画がある場合には、その概要を記載してください。なお、実績・計画については、その規模、実施期間、来場者数、所要予算、実施概要、今後の実施の方向性等を記載してください。
5. 「⑤国内外の文化都市・創造都市等とのネットワークの形成への参画・都市との交流」欄については、文化都市・創造都市等との国内外のネットワーク形成に関連して、どのような取組を行っているか、また、文化都市・創造都市間の交流の実績等について記載してください。これまでに文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受けている場合や、ユネスコ・クリエイティブ・シティーズ・ネットワークに登録又は登録の準備をされているような場合、創造都市ネットワーク日本（CCNJ）に加盟されている場合は、その概要等についても記載してください。
6. 「⑥事業の実施体制」欄については、【様式2】②に記載された実施体制以外に予定されている市民ボランティアの活用の計画や地域住民の事業への関わり方等について記載してください。
7. 「⑦民間企業、大学等教育機関、文化関係団体等との連携協力体制、国内外の都市との連携協力体制」欄については、事業実施に当たり、民間企業、大学等教育機関、文化芸術関係団体との連携・協力の予定や国内外の都市との連携・協力が予定されている場合には、その内容を記載してください。

【様式4】各欄は、必要に応じてセルの高さを変更・追加していただいても構いません。（様式3も同様）

1. 「①文化都市実施の目的、期待する効果等」については、本事業への応募の動機、及び本事業の実施を通じて都市にどのような効果がもたらされることを期待しているのかについて具体的に記載してください。
2. 「②事業の全体計画」欄については、本事業の全体計画について、開始時期、開催期間、開催内容等を記載してください。なお、事業の準備期間及び実施期間のスケジュールについて、一枚程度に見やすくまとめた資料を別添してください。
3. 「③予算案（単位：百万円）」欄については、事業実施に係る現時点で想定している予算案について、可能な範囲で記載してください。
4. 「④事業実施の効果の継続性、事業実施翌年以降の取組等」欄については、事業の効果を一過性のものにしないために、どういった事業を実施するのか、また、事業実施翌年以降にどのような取組をしていくのかについて記載してください。
5. 「⑤文化芸術面のディレクションを行う、芸術監督、ディレクター等」欄については、本事業の文化芸術面における総合的な企画を行う芸術監督、ディレクター、コーディネーター等を置く場合には、その方の氏名を記載いただくとともに、本事業との関わり方等についてわかりやすく記載してください。また、当該芸術監督等の略歴を別添してください。
6. 「⑥『東アジア文化都市』の国内外における広報計画」欄については、いつの時期にどのような媒体を用いてどのような広報を行うか、広報計画・メディア戦略についてわかりやすく記載してください。
7. 「⑦事業の評価方法」欄については、「東アジア文化都市」の実施による効果をどのように検証し、評価するのかについて、その実施体制、期間等についてわかりやすく記載してください。
8. 「⑧個別事業の内容」欄については、「開会イベント、閉会イベントの内容」、「コア期間の実施事業の内容」、「コア期間以外に実施する事業の内容」それぞれに分けて、事業内容（事業の実施目的、実施時期、期間、事業概要等）を記載してください。

「コア期間の実施事業の内容」、「コア期間以外に実施する事業の内容」については、それぞれ複数の企画があると思われますが、可能な限り事業ごとに記載願います。なお、いずれも現時点において想定できる範囲で記載いただければ結構です。

※ 実施事業については、「東アジア文化都市」の趣旨に見合う事業を新たに企画するほか、既存の事業の内容を「東アジア文化都市」の趣旨を踏まえて、実施していただくことも可能です。

### Ⅲ. 事業内容例

下記の事業は、「東アジア文化都市」において実施していただく事業について、文化庁が想定する事業内容例を参考に記載したものであり、必ずしも記載した事業の全ての実施を義務付けるものではありません。なお、実施事業については、「東アジア文化都市」の趣旨に見合う事業を新たに企画するほか、既存の事業の内容を「東アジア文化都市」の趣旨を踏まえて、実施していただくことも可能です。

#### **東アジア文化都市の開幕を告げる開会宣言**

- 開幕宣言の実施  
日中韓3国の東アジア文化都市関係者、文化人、そして多くの国民等に向けて、本事業の開始を広くアピールするための開幕宣言を行う。
- 開会に合わせて文化関連事業及び広報等を都市の各所で実施  
都市の地元の芸術家等が中心となって企画する舞台芸術公演、展覧会等を実施し、本事業をアピールする。

#### **美術、舞台芸術のイベントを集中的に実施する中核（コア）期間の設定**

「東アジア文化都市」の期間中に中核（コア）期間を半月～1か月程度設定し、その期間中に芸術フェスティバルや美術展、舞台芸術公演や都市の文化的特徴を生かしたイベント、観光や地場産業等に関するイベント等を集中的に実施。

- ビエンナーレやトリエンナーレ等の芸術フェスティバル  
芸術フェスティバルでは、中国、韓国をはじめ東アジア地域の芸術家の参加を得て、我が国の芸術家との共同制作を行う。
- 著名な芸術家等が出演する舞台芸術公演の実施  
音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等の舞台で、中国、韓国をはじめ東アジア地域の芸術家が参加・共演し、伝統的、標準的な形式の公演を実施するほか、伝統と現代の融合や異なる分野とが融合した公演等を実施。
- 中国・韓国の文化や都市を集中的に紹介する「特別週間」の設置  
中国・韓国の伝統文化から現代文化まで幅広い分野において、公演・展示等を行うとともに、当該期間には中国・韓国の各選定都市の発信・紹介を行うスペースを設置し、伝統文化、食文化、及び観光情報等の広報を行う。

#### **東アジア諸都市の未来や文化芸術の役割を議論する国際会議等の開催**

- 東アジア地域の文化都市・創造都市のネットワーク形成を進める国際会議の開催  
東アジア文化都市間、東アジア地域の文化都市・創造都市間において、政策の情報等の共有、将来に向けた連携や交流、今後の新たな政策の検討等を行うことを目的として、ネットワークの形成を進める国際会議を実施する。
- 文化芸術等の各種国際会議の開催  
国際組織に加盟する文化芸術団体や産業団体等と共同で国際会議を開催し、開催期間中に東アジア文化都市や国内の文化、観光、産業等の紹介イベントや市民等との交流を実施する。

### **市民が自ら企画し参加する各種プログラム**

「東アジア文化都市」の実施を契機として、都市内の文化事業を活発化させ、市民の文化的関心を高めること等を目的として、市民が自ら企画し参加する事業を実施。

- 広く市民に向けて実施する、芸術や文化についての講座やワークショップ
- 市民芸術祭，市民アートフェア
- 子供を対象にした芸術体験プログラム
- 障害を持った人や高齢者，難病等で長期に医療機関に入院している患者等の社会参加を促進する各種事業

### **青少年の交流促進を主眼とした文化関係事業**

- 子供が自ら企画・運営する文化芸術関連事業  
日中韓3国からそれぞれ数名程度の子供が参加し，一から企画し，事業の広報やその実施運営にも関わる文化芸術関連事業を実施する。
- 芸術系大学の学生の交流プログラム  
日中韓3国の芸術系大学の学生がそれぞれの都市を訪れ，滞在制作等を実施。
- 小中高校生の交流プログラム  
中韓の小中高校生を招へいし，ホームステイやダンス等のワークショップ体験を実施。

### **次年の文化都市へとバトンを渡すクロージングイベント**

- 次回開催予定都市の関係者等が出席する閉会セレモニー  
次回の実施都市を広くアピールする機会とすべく閉会セレモニーを実施する。
- 次回開催予定都市に関連する伝統芸能等の舞台芸術公演の実施

### **報告書の作成及び事業実施効果に係る中長期的な調査研究の実施**

- 報告書の作成  
実施体制，事業内容，実施による都市に与えた経済効果，観光客の増減，国際交流や文化に対する市民の意識変化等について記載した報告書を，実施翌年に作成する。
- 事業実施効果の検証に係る中長期的な調査研究の実施  
本事業の実施効果が一過性に終わらず，実施都市の多面的な発展にどのような影響を与えているかを検証するため，大学等教育機関と連携して，実施後複数年にわたり，その効果の調査研究を行う。

※DXの進展等を踏まえ，オンラインツール等を活用した，新たな文化芸術，文化交流の在り方や内容について検討・実施を行う。

### **2020 年・2021 年北九州市の事例**

スローガン：「人をつなぐ。未来をつなぐ。」

開催期間：2020 年 3 月～2021 年 1 2 月（2020 年より会期延長）

総事業数：2 1 4 件／参加人数：1 6 4 万人

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/26501234.html>

（※第 12 回日中韓文化大臣会合、日中韓芸術祭、東アジア文化都市サミットを北九州市内にて開催。）

### **2022 年大分県の事例**

スローガン：「創造県おおいた」

開催期間：2 0 2 2 年 1 月～1 2 月

総事業数：1 5 8 件／参加人数：5 4 万人

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/10310/eastasia2022oita-houkoku.html>

### **2023 年静岡県の事例**

スローガン：「ようこそ！文化が花開く ふじのくに芸術回廊へ！」

開催期間：2 0 2 3 年 1 月～1 2 月

総事業数：9 7 9 件／参加人数：1, 3 4 5 万人

<https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/bunkageijutsu/bunkaevent/1049570/index.html>

### **東アジア文化都市事業との関連事業内容**

2025 年・2026 年は、以下の関連事業を日中韓で開催する予定であり、選定された都市には、以下の関連事業についても出席等を求める予定。

#### ● 日中韓文化大臣会合

日中韓の文化担当大臣が、文化分野における 3 か国の交流や協力について議論を行う会議。2007 年 1 月のフィリピンにおける日中韓首脳共同声明において、同年が「日中韓文化交流年」と位置づけられたことを機に始まった。会議は 3 か国持ち回りとしており、2023 年は韓国で開催し、2024 年は日本、2025 年は中国、2026 年は韓国にて開催予定。

#### ● 日中韓芸術祭

第 5 回（2013 年）日中韓文化大臣会合において、2014 年以降毎年、会合主催国が、日中韓の優れた伝統文化と現代の芸術的発展の成果を紹介することを目的に、芸術団等の出演による 3 か国の共同事業として実施することを合意。

2023 年は韓国で開催し、2024 年は日本、2025 年は中国、2026 年は韓国にて開催予定。